

投資信託取引約款 新旧対照表

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">投資信託取引約款</p> <p>〵 (省略)</p> <p>7. 収益分配金の取扱い</p> <p>(1) 収益分配金は、当該投資信託について口座管理規定に基づき口座管理されているお客さまについては、投資信託ごとに定められた日に、指定預金口座に入金します。</p> <p><u>(2) 投資信託によっては、(1)に定める収益分配金の取扱いの代わりに第2章に定める自動継続投資(累積投資)取引を選択することもできますが、同一投資信託の取扱いについて、一方の方式から他方の方式に変更することはできません。また、当組合が取り扱う投資信託によっては、どちらか一方に限定して取り扱うものがあります。</u></p> <p>〵 (省略)</p> <p>18. 成年後見人等の届出</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。 <u>(新 設)</u></p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、(1)ないし(2)と同様に取扱店にお届けください。</p> <p>(4) (1)から(3)までの届け出事項に取消または変更が生じたときにも同様に取扱店にお届けください。</p> <p>(5) (1)から(4)までの届け出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>〵 (省略)</p> <p>19. この約款の変更</p> <p><u>(1) この約款は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認めら</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託取引約款</p> <p>〵 (同左)</p> <p>7. 収益分配金の取扱い</p> <p>(1) 収益分配金は、当該投資信託について口座管理規定に基づき口座管理されているお客さまについては、投資信託ごとに定められた日に、指定預金口座に入金します。</p> <p><u>(2) 投資信託によっては、(1)に定める収益分配金の取扱いの代わりに第2章に定める自動継続投資(累積投資)取引を選択することもできます。</u></p> <p><u>(3) なお、当組合が取り扱う投資信託によっては、どちらか一方に限定して取り扱うものがあります。</u></p> <p>〵 (同左)</p> <p>18. 成年後見人等の届出</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。 <u>お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、(1)ないし(2)と同様に取扱店にお届けください。</p> <p>(4) (1)から(3)までの届け出事項に取消または変更が生じたときにも同様に取扱店にお届けください。</p> <p>(5) (1)から(4)までの届け出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>〵 (同左)</p> <p>19. この約款の変更</p> <p><u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じた</u></p>

現 行	変 更 後
<p><u>れる場合には、当組合の取扱店での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) (1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>附 則</p> <p>1 この規定は、平成 10 年 12 月 4 日から実施する。</p> <p>2 この規定は、平成 22 年 10 月 1 日から改正実施する。</p> <p>3 この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から改正実施する。</p> <p>4 この規定は、平成 28 年 1 月 1 日から改正実施する。</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>ときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他の相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>附 則</p> <p>1 この規定は、平成 10 年 12 月 4 日から実施する。</p> <p>2 この規定は、平成 22 年 10 月 1 日から改正実施する。</p> <p>3 この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から改正実施する。</p> <p>4 この規定は、平成 28 年 1 月 1 日から改正実施する。</p> <p><u>5 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から改正実施する。</u></p>